

令和元年の年末調整

～今回は大きな変更なし、令和2年度は…～

19-010号

通巻:0202

今年も年末調整の時期が近づいてきました。近年、所得税の税制改正が目まぐるしく、書式や内容が毎年変更になってきています。今回の年末調整に使う資料の変更点と、その背景をお知らせします。

★年調作業で大きな変更はなく、2020年度の扶養控除等(異動)申告書の記載内容についてのみ変更あり。

以下の変更点は、令和2年分(2020年分)の所得に関する事項の変更です。(下図①～③)

①「住民税に関する事項」に、単身児童扶養者の欄が追加されています。

令和2年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者が該当。

②源泉控除対象配偶者に該当するかの所得の見積額が、85万円→95万円に変更

③源泉対象扶養親族に該当するかの所得の見積額が、38万円→48万円に変更

給与等の収入金額		所得金額	公的年金等の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円	65歳未満	1,633,334円	950,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円		65歳以上	1,580,000円	480,000円
	1,500,000円	②			950,000円
	1,030,000円	③			480,000円

※収入額の判定は変更なし
 ※裏面に内容説明あり

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

税制改正を反映した様式イメージです。今後、レイアウトの調整などを行う場合があります。

① 単身児童扶養者

② 源泉控除対象配偶者

③ 源泉対象扶養親族



◆令和2年度(2020年度)の年末調整に影響する改正

- ①給与所得控除の一律10万円引き下げ
- ②基礎控除額が10万円引き上げ
- ③所得金額調整控除の創設
- ④各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

①給与所得控除額が一律10万円引き下げられ、上限にかかる所得が、年収850万円になります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%−10万円	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+8万円	その収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+44万円	その収入金額×20%+54万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%+110万円	その収入金額×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

②基礎控除額が一律38万円から、適用要件が設定された上で、最大48万円に引き上げられました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	—	

③改正により、年収850万円を超えると増税になることを受け、介護や子育て世代の負担が増えないように「**所得金額調整控除**」が創設されました。

対象者： 年収850万円超で、「本人が特別障害者に該当」、「23歳未満の扶養親族がいる」、「特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる」のいずれかに該当する者。

控除額： {給与等の収入金額(1000万円を超える場合は一律1000万円) − 850万円} × 10%

※来年の年末調整から別途「**所得税額調整控除申告書**」が必要になる。

④上記①②③の改正に伴い、各種控除の合計所得金額も改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

図表:国税庁HP 年末調整のしかたより引用

～コメント～

令和2年度分の改正が多く、来年の年末調整の様式は大きく様変わりします。基礎控除の改正、所得金額調整控除の創設により、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」という長い表題の用紙が一枚出来る予定です。

クラーヂュ総合会計事務所 水川 亮